

広島県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定によつて、次の道路を自動車専用道路に指定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所並びに広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年三月八日までの間、縦覧に供する。  
平成二十四年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	指定する区間	指定する日
一般国道三七五号 (東広島・呉自動車道)	呉市広横路一丁目一九八九番二地先から 東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣八八一番二地 先まで	平成二十四年二月三日